

令和 年 月 日

主治医 殿

総社保育園長

治療証明書のお願ひ

お手数ですがが保育所・園、こども園の健康管理の指導上必要なので、治療証明をいただきますようお願ひ申し上げます。

治療証明書(登園許可)

総社保育園長	住所
	園児名
	生年月日
	年 月 日生
	上記の園児は 月 日以来()にて加療中であつたが 治療したので感染のおそれはなく、 月 日より集団生活が可能と認めます。
令和 年 月 日	医療機関
	医師名
	⑨

◎登所・登園してはいけない病気(学校保健法施行規則第20条より抜粋)は、 治療証明書が必要です

感染症(コレラ、赤痢など)以外にも他の園児に感染する恐れがあるために、学校保健法により、登園を停止される病気があります。(下記の停止期間は原則的な基準であり、症状によって異なります。)

病名	登園停止の期間
インフルエンザ	発症後5日間を経過し、かつ、解熱した後3日間を経過するまで。
百日咳	特有のせきが止まるまで。
麻疹(はしか)	発疹を伴う発熱が解熱した後3日間を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹	発疹がなくなるまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになるまで。
咽頭結膜炎(アール熱)	主要症状が消退した後2日間を経過するまで。
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157を含む)	完全に治るまで。
流行性結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	ただし、専門医が適当と認める予防措置をしたとき、または症状により感染のおそれがないと認めるときはこの限りではない。

- ※ その他、医師が感染のおそれがあるものと判断されたものが含まれます。
- ※ なお、インフルエンザについて小中学校では治療証明書は不要となりましたが、未就学児では子どもの年齢が低く、保護者では治療等の判断が困難なため、医師による治療証明が必要です。
- ※ その他の感染症については、感染症予防法などによって定められた期間、休園してください。

次については治療証明書は不要ですが、必ず受診し医師の指示に従ってください。

◎受診結果については速やかに保育所・園、こども園へ連絡してください。

溶連菌感染症	ウイルス性肝炎	手足口病	伝染性紅斑
ヘルペンギーナ	マインコラズマ肺炎	流行性嘔吐下痢症	頭シラミ
水いぼ	とびひ	RSウイルス	

津山市保育協議会